議　員　派　遣　の　件

令和８年６月２３日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２８条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

１　北海道町村議会議長会主催町村議会議員研修

（１）目　　的　　議会の活性化と議会議員の資質向上、町民ニーズに対応した地域社会の形成と自治体の在り方等について、より理解を深めることに資するため。
（２）派遣場所　　札幌市
（３）期　　間　　令和８年７月２日（木）から３日（金）までの２日間
（４）派遣議員　　中村忠士議員、外山浩司議員、田村秀男議員、横田保江議員、貞宗拓雄議員、伊勢徹議員、吉田和行議員　７名